

八千代市建設工事制限付き一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八千代市が発注する建設工事における制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 一般競争入札の対象とする建設工事は、設計金額130万円超の建設工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、一般競争入札の対象としないことができる。

- (1) 早急に入札を執行する必要がある場合
- (2) 専門性が特に高い場合
- (3) その他、市長が特に必要と認める場合

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者は、八千代市工事請負等入札参加業者資格審査基準（平成元年6月1日施行）（以下「審査基準」という。）に規定するもののほか、八千代市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者で、建設工事の種類、規模、技術難度に応じ、次の各号に掲げる事項について参加資格を定めたときは当該要件に該当する者でなければならない

- (1) 当該建設工事の工種における審査基準第9条の規定による等級格付又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29の規定による総合評定値
- (2) 当該建設工事の工種における建設業許可区分
- (3) 資格者名簿に登載されている者の所在地
- (4) 配置予定技術者
- (5) 施工実績
- (6) その他当該建設工事を施工するに必要な資格

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項及び八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号。以下「財務規則」という。）第124条第1項に該当する者のほか、次の各号

に掲げる者は、一般競争入札に参加することができない。

- (1) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は、当該建設工事の入札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）
- (4) 当該建設工事に係る公告の日から入札執行日までの間において、八千代市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けている者
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

（建設工事の等級格付別発注基準金額）

第4条 建設工事における等級格付別発注基準の基準は、審査基準第10条に規定する等級格付別発注基準とする。

（入札参加資格の特例）

第5条 第3条第1項に定めるもののほか、市内中小事業者の受注機会を確保するため、前条に定める当該建設工事の基準を満たす市内業者（競争入札の参加資格及び選定に係る市内業者及び準市内業者の認定基準（平成19年1月29日施行）第2条第1号に規定する市内業者）（以下「市内業者」という。）の数が、次表以上であるときは、参加資格を市内業者に限定することができるものとする。

予定価格	市内事業者数
500万円未満	5者以上
500万円以上3,000万円未満	6者以上
3,000万円以上1億円未満	7者以上
1億円以上3億円未満	8者以上
3億円以上	10者以上

2 市内業者の数が前号に満たない場合は、当該工事の規模、技術難度を勘案した

うえで、直近下位の等級まで広げることができるものとする。

3 第3条第1項第5号の規定による施行実績は、施工実績を原則過去10年間とするが、参加資格を市内業者に限定したときは、緩和することができるものとする。

(入札参加資格の審査)

第6条 第3条第1項の規定により入札参加資格を定めたときは、八千代市競争入札等業者選定審査会規程（昭和46年八千代市訓令甲第4号）第2条第1号の規定により、1件当たりの予定価格が2千万円以上の契約は、八千代市競争入札等業者選定審査会（以下「審査会」という。）において審査するものとする。

(入札公告等)

第7条 市長は、一般競争入札に付するときは、財務規則第126条の規定により、公告しなければならない。

2 前項の公告をしたときは、契約担当課窓口において閲覧に供するほか、日刊新聞紙等の報道機関への情報提供及びインターネットによる公表を行うことができるものとする。

(入札参加資格確認申請)

第8条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第125条第1項の規定による一般競争入札参加資格確認申請書を市長に提出し、第3条の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(入札参加資格確認)

第9条 契約担当課長は、入札参加資格の確認を行い、入札参加資格確認結果一覧表を作成しなければならない。

2 前項の規定により入札参加資格の確認をしたときは、財務規則第125条第2項の規定により、申請者にその旨を通知するとともに、競争入札参加資格者名簿を作成しなければならない。

(設計図書等の縦覧等)

第10条 設計図書等は、前条に規定する公告日以降速やかに縦覧に供するほか、期間を定めて貸与若しくは販売することができるものとする。

(説明会)

第11条 現場説明会は、原則として行わない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、当該工事内容等について説明会を行うものとする。

(予定価格の決定)

第12条 一般競争入札に付するときは、財務規則第127条第1項の規定により、当該競争入札に付する事項の価格の総額又は単価について、あらかじめ予定価格を定めなければならない。

2 前項の予定価格は、八千代市事務決裁規程(昭和42年八千代市訓令甲第6号)別表第1第5号に規定する者が決定するものとする。

(調査基準価格等の設定)

第13条 調査基準価格、失格判定基準価格の設定に当たっては、八千代市低入札価格調査実施要領、最低制限価格の設定に当たっては、八千代市最低制限価格取扱要領により、これを定めるものとする。

2 調査基準価格、失格判定基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第7条に規定する入札の公告において、その旨を明らかにしなければならない。

(予定価格書の作成)

第14条 第12条に規定する予定価格及び前条に規定する調査基準価格、失格判定基準価格又は最低制限価格を決定したときは、財務規則第129条の規定により、予定価格書を作成しなければならない。

(入札保証金)

第15条 一般競争入札に付する場合は、財務規則第130条第1項前段の規定により、入札に参加する者に、その者の見積る金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、財務規則第130条第1項ただし書き以下の規定により同条同項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

3 第1項に規定する入札保証金の納付は、財務規則第130条第2項各号に掲げる有価証券をもってこれに代えることができるものとする。

4 納付された入札保証金は、財務規則第135条の規定により、入札終了後直ちにこれを還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金の納付に振り替えることができるものとする。

(入札の方法及び無効)

第16条 一般競争入札の入札参加者は、財務規則第131条第1項の規定により、入札書を作成し、封書にして、自己の名称を表記し、入札の日時までに入札の場

所に提出しなければならない。

- 2 前項の入札書の提出は、代理人によることもできるものとする。この場合において、入札書には代理人氏名を明記の上、押印するとともに、財務規則第131条第2項の規定により、委任状を入札執行前に提出しなければならない。
- 3 前項に規定する代理人は、財務規則第131条第3項の規定により、同一入札において他の入札参加者の代理人を兼ねること及び同条第4項の規定により、他の入札参加者の代理人になることはできない。
- 4 電子入札においては、前3項は適用せず、電子入札約款によるものとする。
- 5 財務規則第132条各号に掲げる入札書は無効とする。

(見積内訳書の提出)

第17条 入札参加者は、八千代市入札約款及び八千代市電子入札約款の規程に基づき、入札書の提出と併せ、当該入札書に記載した金額の内訳として、見積内訳書を提出しなければならない。

(再度入札)

第18条 第12条に規定する予定価格に達しない場合において、財務規則第133条の規定により、再度の入札に付することができるものとする。ただし、再々度の入札は、これを行わないものとする。

(落札者の決定等)

第19条 落札者の決定は、財務規則第134条第1項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定する。ただし、第13条に規定する調査基準価格、失格判定基準価格又は最低制限価格を設けたときはこの限りでない。

- 2 前項の規定により落札者が決定したときは、財務規則第134条第2項の規定により、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。
- 3 落札者は、財務規則第134条第3項の規定により、前項の通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

(入札の延期、取り止め等)

第20条 入札は、八千代市入札約款及び八千代市電子入札約款の規定に基づき、都合により延期し、又は取り止めることがある。

(入札結果等の公表)

第21条 入札結果等の公表に関しては、八千代市入札結果等公表事務取扱要領の規定に基づき行うものとする。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(八千代市建設工事公募型指名競争入札試行運用実施要領の廃止)

2 八千代市建設工事公募型指名競争入札試行運用実施要領(平成15年9月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、令和2年6月1日以後の制限付き一般競争入札の公告について適用し、同日前に当該公告をした競争入札については、なお従前の例による。